|  |
| --- |
| ***古河市景観チェックシート*** |
| *【景観形成重点路線】* |

古河市景観チェックシート《景観形成重点路線》

|  |  |
| --- | --- |
| 届 出 者 氏 名 |  |
| 行 為 の 場 所 |  |

チェック欄の該当する□に、✓印を付けてください。

１は全ての届出について、２は届出の行為の種類に応じ①～④のうち該当するものについて記入して下さい。

１　共通基準

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 地区毎の景観特性に配慮しながら、路線としての連続性を確保している。 | □はい□該当なし |
| 本市の原風景となる自然、田園景観及び眺望景観等と調和する沿道景観の創出を図っている。 | □はい□該当なし |

２　行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 位置配置等 | 建築物を建築する位置や規模について、歴史・文化等の景観資源を阻害しないように配慮している。 | □はい□該当なし |
| 建築物の壁面の位置は、道路境界線かできる限り後退させ、広がりのある沿道景観の創出を図っている。 | □はい□該当なし |
| 形態意匠 | 通りからの見え方に配慮しながら、できる限り沿道周辺の景観と調和する形態意匠としている。 | □はい□該当なし |
| 周囲にある樹林地や田園等への眺望を妨げないよう、高さはできる限り低く抑えている。 | □はい□該当なし |
| 近接する歴史的建造物や大樹等に配慮した高さとしている。 | □はい□該当なし |
| できる限り周辺の自然、田園景観から突出しないようなデザインに努めている。 | □はい□該当なし |
| 建築設備は、通りから直接見えない位置に配置している。やむを得ず通りに面して設置する場合は、できる限り目立たないよう植栽で修景したり、背景と同調する色彩で着彩するなど工夫している。 | □はい□該当なし |
| 色彩 | 建築物の屋根、外壁等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度としている。（伝統素材や自然素材の素材色を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| 色　　相（系） | 彩　度 |
| R（赤） | ３以下 |
| YR（黄赤） | ５以下 |
| Y（黄） | ３以下 |
| GY（黄緑），G（緑），BG（青緑），B（青），PB（青紫），P（紫），RP（赤紫） | ３以下 |

 | □はい□該当なし |
| アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺の自然景観や建物との調和に配慮している。 | □はい□該当なし |
| 材料 | 周辺の自然、田園景観との調和に配慮した材料の選定、活用に努めている。 | □はい□該当なし |
| 材料は、耐久性、耐候性、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めている。 | □はい□該当なし |
| 敷地利用 | ゆとりある沿道景観を創出するため、防犯・防災上支障のない範囲内で、できる限り開放的な敷地囲障としている。 | □はい□該当なし |
| 道路に面する敷地境界に、フェンス等を設ける場合は、周辺景観に馴染むような落ち着いた色調としている。 | □はい□該当なし |
| 良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 緑豊かな沿道景観を創出するため、隣接敷地や公共空間に配慮しつつ、できる限り緑化に務めている。 | □はい□該当なし |
| 駐車場の道路に面する側は、植栽や緑化ブロック等により緑化に務めている。 | □はい□該当なし |
| 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の自然、田園景観との調和を図っている。 | □はい□該当なし |
| 広告物は自家用のみとし、できる限り道路境界線からの離間距離を多く確保するとともに、高さを抑え、表示面積を小さくし、必要以上に過度な形態とならないよう努めている。 | □はい□該当なし |
| 建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はできる限りしていない。 | □はい□該当なし |
| 広告物の色彩は、表示面積を小さくしたり、全体的に彩度を下げたり、下地と文字などを反転させるなど、できる限り周辺の自然、田園景観を阻害しないような工夫に努め、使用する色の数を少なくしている。 | □はい□該当なし |
| 動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどの設置は避ける。 | □はい□該当なし |
| 照明を伴う広告物を設置する場合は、周辺に光害を及ぼさないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 独立して設置する広告物の支柱の色は茶系など落ち着いた色彩とし、足元には緑化を施している。 | □はい□該当なし |
| その他 | 一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の自然、田園景観との調和に配慮している。 | □はい□該当なし |

【②工作物】

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺の自然、田園景観との調和を図っている。 | □はい□該当なし |

＜参考：建築物チェックシート＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 位置配置等 | 建築物を建築する位置や規模について、歴史・文化等の景観資源を阻害しないように配慮している。 | □はい□該当なし |
| 建築物の壁面の位置は、道路境界線かできる限り後退させ、広がりのある沿道景観の創出を図っている。 | □はい□該当なし |
| 形態意匠 | 通りからの見え方に配慮しながら、できる限り沿道周辺の景観と調和する形態意匠としている。 | □はい□該当なし |
| 周囲にある樹林地や田園等への眺望を妨げないよう、高さはできる限り低く抑えている。 | □はい□該当なし |
| 近接する歴史的建造物や大樹等に配慮した高さとしている。 | □はい□該当なし |
| できる限り周辺の自然、田園景観から突出しないようなデザインに努めている。 | □はい□該当なし |
| 建築設備は、通りから直接見えない位置に配置している。やむを得ず通りに面して設置する場合は、できる限り目立たないよう植栽で修景したり、背景と同調する色彩で着彩するなど工夫している。 | □はい□該当なし |
| 色彩 | 建築物の屋根、外壁等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度としている。（伝統素材や自然素材の素材色を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| 色　　相（系） | 彩　度 |
| R（赤） | ３以下 |
| YR（黄赤） | ５以下 |
| Y（黄） | ３以下 |
| GY（黄緑），G（緑），BG（青緑），B（青），PB（青紫），P（紫），RP（赤紫） | ３以下 |

 | □はい□該当なし |
| アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺の自然景観や建物との調和に配慮している。 | □はい□該当なし |
| 材料 | 周辺の自然、田園景観との調和に配慮した材料の選定、活用に努めている。 | □はい□該当なし |
| 材料は、耐久性、耐候性、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めている。 | □はい□該当なし |
| 敷地利用 | ゆとりある沿道景観を創出するため、防犯・防災上支障のない範囲内で、できる限り開放的な敷地囲障としている。 | □はい□該当なし |
| 道路に面する敷地境界に、フェンス等を設ける場合は、周辺景観に馴染むような落ち着いた色調としている。 | □はい□該当なし |
| 良好な眺望点周辺においては、眺望景観を阻害しないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 緑豊かな沿道景観を創出するため、隣接敷地や公共空間に配慮しつつ、できる限り緑化に務めている。 | □はい□該当なし |
| 駐車場の道路に面する側は、植栽や緑化ブロック等により緑化に務めている。 | □はい□該当なし |
| 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の自然、田園景観との調和を図っている。 | □はい□該当なし |
| 広告物は自家用のみとし、できる限り道路境界線からの離間距離を多く確保するとともに、高さを抑え、表示面積を小さくし、必要以上に過度な形態とならないよう努めている。 | □はい□該当なし |
| 建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はできる限りしていない。 | □はい□該当なし |
| 広告物の色彩は、表示面積を小さくしたり、全体的に彩度を下げたり、下地と文字などを反転させるなど、できる限り周辺の自然、田園景観を阻害しないような工夫に努め、使用する色の数を少なくしている。 | □はい□該当なし |
| 動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどの設置は避ける。 | □はい□該当なし |
| 照明を伴う広告物を設置する場合は、周辺に光害を及ぼさないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 独立して設置する広告物の支柱の色は茶系など落ち着いた色彩とし、足元には緑化を施している。 | □はい□該当なし |
| その他 | 一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の自然、田園景観との調和に配慮している。 | □はい□該当なし |

【③開発行為】

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 開発行為では、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。 | □はい□該当なし |
| 開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、緑化の推進に努めている。 | □はい□該当なし |

【④その他】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 土地の形質の変更（開発行為を除く） | できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。 | □はい□該当なし |
| 擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。 | □はい□該当なし |
| 擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。 | □はい□該当なし |
| 木竹の伐採又は植栽 | 伐採は必要最低限に抑えている。 | □はい□該当なし |
| 可能な限り道路沿いやその他の公共空間に隣接する部分にある既存樹木の保全や移植に努めている。 | □はい□該当なし |
| やむを得ず伐採する場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変りに配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 物件の堆積 | 堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、3mを超えない範囲でできる限り低く抑えている。 | □はい□該当なし |
| 風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、3mを超えないよう配慮している。 | □はい□該当なし |
| 塀や囲い等の遮蔽物の色彩は、建築物の色彩基準で定める範囲内とし、周辺景観を阻害しないよう、できる限り低彩度としている。 | □はい□該当なし |